

議案第 57 号

訴えの変更について

償還金請求反訴事件について、訴えの変更をしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 当事者 反訴原告 伊 賀 市
反訴被告 XXXXXXXXXX

2 事件名 償還金請求反訴事件

3 請求の趣旨の変更

(1) 反訴状の請求の趣旨第 1 項の次に次のとおり主位的請求と予備的請求を追加する。

第 2 項（主位的請求の追加）

反訴被告は、本市に対し、平成 27 年から平成 42 年までの間、毎年 3 月 31 日限り金 30 万円ずつ及びこれに対する各年度の 4 月 1 日以降支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え

第 3 項（予備的請求の追加）

反訴被告は、本市に対し、金 1 千万円及びこれに対する訴変更申立書送達の日以降支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え

(2) 反訴状の請求の趣旨第 2 項を第 4 項に改める。

4 請求の原因の追加

反訴被告は平成 26 年度分以降の割賦金の支払にも応じないと考えられるので、平成 26 年度分から平成 41 年度分までの割賦金の支払について、将来的な請求を行う。

5 予備的請求の追加に関する請求原因

反訴被告は、本件償還契約の成立を否認しているが、本件償還契約が不成立であるとするれば、本市が金1千万円を支払ったという本市の損失により、法律上の原因なくして同額の債務を免れるという利益を得たことになる。よって本市は、反訴被告が本件償還契約の成立を理由なく争うのであれば、予備的に同被告に対し、民法第703条に基づき、不当利得の返還を求める。

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができる。